

1 基本方針の見直しの観点・方向性（第1回審議会で確認）

基本方針の見直しの観点・方向性

学校の適正規模の考え方・基準は維持したまま、

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する
 - ② 少子化の継続に対応するべく、取組を加速する
 - ③ その他学校を取り巻く環境変化に適応させる
- ～すべては未来を担う子どもたちの、より良い教育環境を目指して～



2 基本方針の全体像（現行基本方針の構成）

- 1 基本方針策定の背景と目的
- 2 基本方針の構成
 - (1) 基本方針について
 - (2) 学校規模適正化に関する地域選定プランについて
- 3 札幌市の小中学校の現状について
 - (1) 児童生徒数の推移
 - (2) 学校数の推移
 - (3) 学校の小規模化の状況
- 4 学校規模適正化の必要性について
 - (1) 学校の小規模化の課題
 - ① 教育面
 - ② 学校運営面
 - (2) 資生館小学校における統合の効果
 - (3) 学校規模適正化の必要性について
- 5 小中学校における適正な学校規模について
 - (1) 小学校の適正規模
 - (2) 中学校の適正規模
- 6 学校規模適正化の基本的な考え方
 - (1) 学校規模適正化の検討が必要な学校
 - ① 12学級未満となることが見込まれる小学校
 - ② 6学級未満となることが見込まれる中学校
 - (2) 学校規模適正化の手法 ⇒ 3-1
 - ① 学校の統合
 - ② 通学区域の変更
 - (3) 通学区域の考え方 ⇒ 3-2
 - (4) 検討対象校の選定
 - ① 対象となる学校 ⇒ 3-3
 - ② 通学手段の考慮 ⇒ 3-2
 - ③ 地域選定プランでの検討地域の設定 ⇒ 3-4
 - (5) 児童・生徒、保護者、地域との連携・協力
 - (6) 地理的条件等への配慮
 - (7) 子どもたちの意見の反映
 - (8) 既存の学校施設の有効活用
- 7 学校規模を適正化する際の留意点
 - (1) 児童生徒数の動向把握
 - (2) 通学の安全について
 - (3) 小規模校検討地域での交流
 - (4) 情報の発信
 - (5) きめ細やかな教育の充実
- 8 基本方針の見直しについて

第1回確認済

第2回審議事項

第3回以降
審議予定



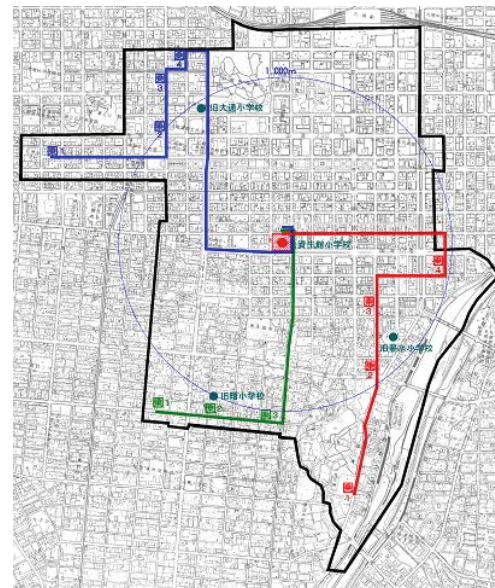
3-1 学校規模適正化の手法

現 行		(案)
○学校の統合 ○通学区域の変更	⇒	○学校の統合 ○通学区域の変更

3-2 通学区域の考え方・通学手段の配慮

現 行		(案)
○できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね2km、中学校概ね3km）を基本とする。 ○隣接する学校が徒歩圏内ない場合は、路線バス等の活用も検討する。	⇒	○できるだけ徒歩で通える範囲（徒歩通学の目安として小学校概ね2km、中学校概ね3km）を基本とする。 ○隣接する学校が徒歩圏内ない場合は、公共交通機関の活用も検討するとともに、 <u>最寄り駅やバス停からの距離等を鑑み、公共交通機関による通学が困難と認められる地域においては、スクールバス等の導入も検討する。</u>

【資生館小学校スクールバス運行状況】



《平成29年度概要》

- 3路線
- 大型バス4台、小型バス2台
- 登校時1便、下校時2便
ミ二児童会館閉館後2便
- 日数205日/年、便数3,149便/年
- 委託料44,350千円/年

【政令指定都市スクールバス導入状況（29年度校数）】

札幌	仙台	千葉	さいたま	横浜
1				
川崎	相模原	新潟	静岡	浜松
	5	29		19
名古屋	京都	大阪	堺	神戸
	7	1		
岡山	広島	北九州	福岡	熊本
1	2	1		1